

# 政治思想学会会報

*JCSPT Newsletter*

第 49 号  
2019 年 12 月

---

## 目 次

[2020 年度研究大会]

2020 年度研究大会企画について

堤林 剣…………… 1

研究大会プログラム (予定) …………… 3

[書評]

教会の政治関与、為政者の宗教責任——Matthew J. Tuininga, *Calvin's Political Theology and the Public Engagement of the Church* を読む

住田博子…………… 6

戦間期ドイツ自由主義思想の新たなる見取図——Jens Hacke, *Existenzkrise der Demokratie. Zur politischen Theorie des Liberalismus in der Zwischenkriegszeit* を読む

長野 晃…………… 8

自由と卓越の麗しき調和？——Matthew H. Kramer, *Liberalism with Excellence* を読む

田中将人…………… 9

[会務報告]

2019 年度第 2 回理事会議事録 …………… 12

---

## 2020 年度研究大会企画について

企画委員長 堤 林 剣（慶應義塾大学）

2020 年度（第 27 回）の政治思想学会研究大会は、2020 年 5 月 23 日（土）と 24 日（日）の 2 日間にわたって明治大学駿河台キャンパスにて開催される予定である。統一テーマは「政治思想における真実と虚偽」であり、このテーマと関連した 4 つの企画パネルに加えて、4 つの自由論題分科会が設けられる。パネル・テーマ、報告者および報告テーマの詳細については、本ニューズレターに収録されている研究大会プログラムをご覧ください。

近年、「ポスト真実」や「フェイクニュース」といった言葉が人口に膾炙し、政治における真実と虚偽の問題が新たに注目を浴びている。2016 年の英国ブレグジット（Brexit）国民投票およびアメリカ合衆国大統領選挙における情報の錯綜や操作はこうした傾向に拍車をかけ、日本でもさまざまな権力関係における「忖度」の蔓延や批判能力の低下によって真実と虚偽の区別がつきづらくなってきているといわれる。「権力に対して真実を語る」（speaking truth to power）ことは、かつて助言者や知識人やジャーナリスト、さらには市民一般に期待され、政治の正常な機能——少なくとも、権力の恣意的行使へのチェック——にとって不可欠な条件とされたが、今後はどうなっていくのだろうか。

こんなことを考えながら今回の統一テーマを決めるに至ったが、もちろん政治思想学会が研究者からなる学術団体である限り、報告者はこうした現実政治の問題を直接扱うわけではない。とはいえ、古今東西における政治思想においてどのように真実と虚偽の問題が論じられてきたかを多角的に考察することは、学問的にも今日の政治について考える際にも大きな意義を有するのではないだろうか。

いうまでもなく、「真実」と「虚偽」は一義的

に定義されるわけではない。「真実」一つとっても、それが何であるのか、そもそもそのようなものがあるのか、といった根本的な次元で意見はわかれうる。また、日本語だと truth は「真理」とも訳しうる。すると「真実」と「真理」の違いは何であろうか。また、「事実」とはどのような関係にあるのだろうか。

さらに、「真実」・「真理」が存在するという立場をとった場合でも、それがいかなる仕方で現れ、いかなる存在論的あるいは認識論的ステータスを有するのか。形而上学的真理（そのようなものがあるとして）と政治および政治思想における真理・真実とはどう関係しているのか。そもそも関係があるのか、あるべきなのか。

このように問いも解釈もいろいろありうる。そして同じことは「虚偽」についてもいえる。虚偽とは独立した何かなのであろうか。それとも真理・真実といったものとの関係性のなかでしか意味を持ちえないのだろうか。「物語・神話」や「政治的・法的擬制」は、真実や虚偽とどのような関係にあるのだろうか。合理性や論理的整合性はどうか関係するのか。虚偽の効用について論じることの意義は何か。それは政治ないし政治思想においてどのように扱われているのか。

以上からわかるように、真実と虚偽の問題を学問の領域に特化して議論した場合でも、切り口は多数あり、根本的な次元でも解釈は著しくわかれうる。

こうした学問的状況に鑑み、今回は、大きく 3 つの異なる領域から「政治思想における真実と虚偽」の問題にアプローチするのが有意義なのではないかと思い、パネルを編成した。つまり、規範的政治理論、西洋政治思想（史）、日本政治思想（史）の研究者にご報告いただき、それぞれの分野における知見を披露していただくと同時に、分

野を超えた議論が実現できればと思っている。

初日（23日）午前のシンポジウムⅠのテーマは「規範的政治理論における真実と虚偽」であり、文字通りこのパネルでは規範的政治理論の立場から、規範的政治理論の専門家によって報告がなされる。初日午後のシンポジウムⅡのテーマは「思想史を裏から読む」、そして2日目（24日）午後のシンポジウムⅢのテーマは「偽の世界と真理—虚構、嘘、物語」である。これら2つのパネルでは、西洋政治思想（史）と日本政治思想（史）の報告がミックスされている。そしてさらに、すべてのパネルで分野を超えた活発な議論と交流が可能となるように討論者を立てている。

初日午後には基調講演も予定しているが、演者はケンブリッジ大学のジョン・ダン教授である。ダン教授はその画期的なジョン・ロック研究で知られ、政治思想史研究におけるケンブリッジ学派の代表的論者としても名高いが、過去40年以上携わってこられたデモクラシー研究の領域でも多くの著作がある。今回は研究大会の統一テーマにあわせて、“Truth, Trust and Impression Management in Democratic Legitimacy”というタイトルの報告をしてくださる。まさに母国におけるブレグジット問題が混迷を深めるなかで、またポスト真実やフェイクニュースにより世界的にもデモクラシーが危機と直面するなかで、ご本人曰く「とても差し迫った辛いテーマ」ではあるが、あえてこのテーマでご講演くださることになった。有難い限りである。

さて最後に、すべての報告者、討論者、司会者に御礼を申し上げると同時に、こうした企画に至った経緯についてごくごく簡単に述べさせていただきたい。企画委員は、（開催校担当も兼ねておられる）重田園江理事、早川誠理事、菅原光理事と私である。ともかくよい企画を実現したいとの一心で、メールによる意見交換・審議だけでは十分ではないと考え、フェイストゥフェイスの打ち合わせも数回行った。その際、政治思想学会らしくプラトンの饗宴の精神にのっとり、アガトンの邸宅に匹敵する場所を東京の居酒屋のなかから慎重に策定しようというご尽力の結果か、一同

まさしく真実を認識するために必要不可欠な愛智心としてのエロースに突き動かされてテーマと人選との決定にあたることができたと思う（※自腹です）。企画委員の皆様にも改めて御礼を申し上げます。

---

## 2020年度政治思想学会研究大会プログラム（予定）

---

日程：2020年5月23日（土）、24日（日）

会場：明治大学・駿河台キャンパス

統一テーマ：政治思想における真実と虚偽

### ◆5月23日（土）

9：30～ 受付

10：00～12：00 シンポジウムⅠ：規範的政治理論における真実と虚偽

司会：早川 誠（立正大学）

報告：大澤 津（北九州市立大学）「政治において真実と虚偽の居場所はどこにあるべきか——規範理論からの考察」

田畑真一（日本学術振興会特別研究員）「デモクラシーはどのような意味で正しさを追求できるのか——デモクラシー擁護の必要条件についての考察」

討論：梅川佳子（中部大学）

12：10～13：10 休憩／理事会

13：20～15：20 基調講演

司会：堤林 剣（慶應義塾大学）

講演：John Dunn（University of Cambridge）

“Truth, Trust and Impression Management in Democratic Legitimacy”

討論：山岡龍一（放送大学）、永見瑞木（大阪府立大学）

15：40～18：20 シンポジウムⅡ：思想史を裏から読む

司会：重田園江（明治大学）

報告：大竹弘二（南山大学）「演技、フィクション、政治的なもの——カール・シュミットにおける演劇性の問題」

島田英明（九州大学）「山陽先生はいつ嫌われるか——近代日本と〈裏好み〉の成立史」（仮）

梅垣千尋（青山学院女子短期大学・非会員）「女性思想家の〈マイナー性〉——メアリ・ウルストンクラフトの例から考える」

討論：杉田敦（法政大学）

18：20～18：40 総会

18：50～20：50 懇親会

### ◆5月24日（日）

9：00～ 受付

9:30～12:20 自由論題報告

第1会場

司会：井上 彰（東京大学）

報告：

[09:30～10:20] 石山将仁（早稲田大学大学院）「道徳的自律の価値について」

[10:30～11:20] 田中将人（早稲田大学）「それでも正は善に対して優先する——〈非対称性反論〉をめぐる論争を中心に」

[11:30～12:20] 山口晃人（東京大学大学院）「ロトクラシーの正統性」（仮）

第2会場

司会：向山恭一（新潟大学）

報告：

[09:30～10:20] 西角純志（専修大学）「法・正義・暴力——法と法外なもの」

[10:30～11:20] 長島皓平（慶應義塾大学大学院）「ジョルジョ・アガンベンの政治的存在論」

[11:30～12:20] 高橋侑生（京都大学大学院）「〈表現主義的な抗議〉としての哲学的人間学——チャールズ・テイラーのヘーゲル論をめぐる」

第3会場

司会：野口雅弘（成蹊大学）

報告：

[09:30～10:20] 寺井彩菜（慶應義塾大学大学院）「ハンナ・アーレントと事実性——『政治的な意見』の限界」

[10:30～11:20] 内藤葉子（大阪府立大学）「帝政期ドイツにおける市民女性運動と女性の政治参加——マリアンネ・ヴェーバーを中心に」

[11:30～12:20] 牧野正義（九州大学）「グローバル化と討議理論」（仮）

第4会場

司会：大久保健晴（慶應義塾大学）

報告：

[09:30～10:20] 越智秀明（東京大学大学院）「スタニスワフ・アウグスト・ポニャトフスキ期ポーランドに対するヴォルテールの眼差し」（仮）

[10:30～11:20] 杉山 亮（首都大学東京大学院）「国民道徳論におけるイギリス理想主義の潮流——島本愛之助の場合」

[11:30～12:20] 古田拓也（広島大学）「クエンティン・スキナー——いやいやの社会学者から政治思想史家へ」

12:30～13:40 休憩／理事会

13:40～14:00 総会

14:00～16:40 シンポジウムⅢ：偽の世界と真理——虚構、嘘、物語

司会：菅原 光（専修大学）

報告：都築 勉（信州大学）「丸山眞男と社会契約説」

鹿子生浩輝（東北大学）「立法者の暴力と嘘——政治的古典における理論と実践」

速水淑子（横浜市立大学）「政治と物語におけるリアリティと虚構」

討論：相原耕作（明治大学）

## 教会の政治関与、為政者の宗教責任

—Matthew J. Tuininga, *Calvin's Political Theology and the Public Engagement of the Church* (Cambridge UP, 2017) を読む

住 田 博 子 (首都大学東京)

周知のようにカルヴィニズムは、政治思想史において一大トピックをなしている。だが、ジャン・カルヴァンその人の思想が直接に政治思想研究の対象になることは多くない。そうしたなかで本書は、彼における思想と政治の関係をテーマに掲げた著作である。

20世紀後半以来、研究者たちはカルヴァンと政治権力との距離を測ろうとしてきた。その成果は、一次資料に基づいて都市国家ジュネーヴの制度的構造を実証した研究のうちに表れている。R. キングドン以降に本格化した実証研究は、ジュネーヴ市政府と教会当局は別組織であって一体化していなかったこと、カルヴァンの権限が宗教分野に限られていたことを明らかにしてきた。しかしながらこれらの実証に基づいた研究でさえも、聖俗を分離する思考の成り立ちを理論的に明確にできてきたとは言い難い。そのため、なぜ市政府と教会が協働関係にあったのかについて有効な説明を与えることができなかった。カルヴァンにとって政治体は、救済のための手段であったという論理で説明するに留まってきたのである (H. Höpfl, W. Stevenson)。

それに対して本書は、カルヴァンが政府を救済のための手段と考えたとみる説を明確に否定する。本書の成果は、聖俗の分離と協働に理論的な説明を与えた点にある。鍵となったのが、二王国論である。二王国論は、聖俗の両領域を峻別しながら両方を肯定することを可能にした。この論理を用いて本書は、教会が宗教的機能のみならず社会的影響力を持つようになった経緯と、世俗権力が宗教的責任を負うようになった理由を明らかにした。

二王国論は、人が現世の生命と来世の生命の二つを生きることを意味し、「キリストの王国」と「政治的王国」の二つの次元を設定する。したが

って神学論でありながら現世の意味づけに関わる議論となる。カルヴァンの二王国論の特徴は、世俗世界を神の意志によるものと捉える点にある。アウグスティヌスやルターのそれが、神に従う世界と神に従わない世界で区別をしたのと大きく異なる。こうしたカルヴァンの二王国論が、彼の政治思想を明らかにするのに有用な概念であることを、本書は説得的に示した。

第1章は中世以来のキリスト教思想における様々なバリエーションの二王国論を概観し、第2章はカルヴァンの活躍の舞台となったジュネーヴの政治状況を紹介する。そのうえで第3、4章では、カルヴァン二王国論の内容を終末論との関係で解説してゆく。

第3章は、「キリストの王国」はすでに始まっているが現世において完全に実現することはないという緊張感の中で人間が生きると論じる。この緊張感こそが、二王国論の土台をなすという。

第4章は、彼の二王国論が「キリストの王国」と「政治的王国」を峻別し、キリスト教の枠組みのなかで世俗権力が存在しうる道をひらいたことを説明する。再洗礼派は、霊的な自由を得たからには外的な制約からも完全に自由でなければならないという理由によって、世俗権力の行使を信者生活と両立不能とした。カルヴァンの二王国論は、こうした再洗礼派の主張を背景にしたものであったという。そして彼の二王国論は、人間の生の世俗的次元と霊的次元を区別することにより、信者に外的な世俗生活を営むことを可能にさせるための論理となった。

第5章は、カルヴァン二王国論における教会の位置づけを議論する。教会は、「キリストの王国」と同視されるという。説教と聖礼典をつうじてキリストの統治を実行するほか、霊的な正義を体現し、社会に伝える役目も負うからである。こ

のように教会が社会的な機能を担うようになった経緯が説明される。

第6章は、世俗権力の位置づけをテーマとする。世俗為政者は神によって設定された存在であり、神の代理人として神的権威を帯びると位置づけられる。カルヴァン思想の初期においては、為政者の職務は世俗的性格のものに限られたが、晩年になると宗教的役割も為政者の職務に含めるようになった。著者によれば、この経緯もまた二王国論によって理解が可能であるという。

第7章は契約概念を媒介にして、カルヴァンの思想の中で旧約と新約がいかに連続していたかを論じる。

末尾の二章では、カルヴァン二王国論の政治への適用に論が及ぶ。そのうち第8章は、世俗為政者が「真の宗教」を保護する義務をテーマとする。

最後の第9章は、多元主義を許容するようなキリスト教的民主政治の起源が、カルヴァン二王国論のうちに存在すると主張する。その根拠として、プラトンやアリストテレス、カトーらの異教的著作とカルヴァンの見解が重なる部分があるという事実を挙げる。

このようにして本書は、宗教者カルヴァンの政治との関わり合いに一つの説明方法を提示した。近年、二王国論の研究は主としてカルヴィニズムを題材にしてなされてきた (S. Grabill, D. VanDrunen など)。それらは、16世紀から現代に至るまでのカルヴィニズム社会思想の基盤を探ろうという意図をもつ。本書は、カルヴァン当人の二王国論を研究したという点で、画期的である。また、現代の政治理論におけるカルヴァンの意義に切り込もうという意図を感じさせる野心的な著作でもある。

しかし、本書に疑問がないわけではない。本書は、カルヴァン二王国論の帰着点として、多元主義を設定している。だが多元主義は、異質な世界観を並列する思想であり、キリスト教をも相対化する可能性をもつ。はたして多元主義を帰着点と考える必要があるのか、疑問が残る。

いずれにしても本研究は、広範な先行研究の涉

猟に基づいた手堅い研究であり、今後のカルヴァン政治思想研究において参照され続けるであろう。

## 戦間期ドイツ自由主義思想の新たな見取図

— Jens Hacke, *Existenzkrise der Demokratie. Zur politischen Theorie des Liberalismus in der Zwischenkriegszeit*, Berlin 2018 を読む

長 野 晃 (慶應義塾大学)

従来ヴァイマル期の政治思想において注目を集めてきたのは、C. シュミットのそれに代表されるが如き激しい自由主義批判であった。尤もかような批判は逆に、同時代の自由主義思想の豊かな展開を予想させる。その捉え難い全体像を提示するという難題に挑んだ作品が、H. ミュンクラー門下の俊英イェンス・ハッケの手になる本書『民主主義の生存危機』である。

第1章で提示される著者の見立てに従えば、自由な共和国を安定させようと時代の要求に対峙した思想たる戦間期自由主義には、危機の時代だからこそ展開され得た、民主主義の存立条件を巡る豊かな思索が含まれる。かくして、挫折を運命付けられた自由主義というアナクロニズムを排しつつ、個別の思想家のモノグラフィーのみでは把握され得ない思想的ネットワークを析出し、以て所謂「ドイツ特有の道」論の影響下で過小評価されてきた自由主義思想に新たな光を当てること、が本書の目的となる。

本論部は四つの主題から構成される。第2章では、帝政期の政治制度との対決という視座から出発して自由主義思想の概観が試みられる。著者は大戦中の自由民主主義構想 (H. プロイス、L. v. ヴィーゼ、M. ヴェーバー)、ヴァイマル期の対立する民主主義観 (R. トーマ、F. テンニエス)、国法学者による市民論 (H. ヘラー等)、市民層内部の反自由主義といった論点に触れつつ、時代状況に応じて自由民主主義を擁護しようとした思想家達の苦闘を描き出す。

続く第3章では自由主義者によるイタリア・ファシズムとの対決が取り上げられる。著者はF. ショットヘーファーのファシズム批判を発掘した後、それぞれ相異なるファシズム論を展開した3人の経済学者 (M. J. ボン、E. v. ベッケラート、L. v. ミーゼス) と2人の国法学者 (G. ライプホル

ツ、H. ヘラー) の所説を検討することで、後の全体主義論に通じる問題設定の発生を描き出し、自由主義全体が新たな権威主義に対して脆弱であったとする見解の修正を図る。

第4章では議会制民主主義を安定させるための自由主義者の理論的試みが描き出される。その相対主義的世界観の故に民主主義の自己解体を甘受せざるを得なかったH. ケルゼンに対し、とりわけ共和国崩壊後、政治文化や共和主義的情念の必要性を訴える議論が登場した。著者は、戦闘的民主主義論で名高いK. レーヴェンシュタインに留まらず、F. ヴェルチュ、W. アストロウ、更にはTh. マンの議論を紹介し、かかる問題設定が自由主義者達に広く共有されていたと主張する。

最後に第5章では、資本主義と社会主義との間の第三の道を探求した思想が扱われる。前半部の主役を務めるのは、自身のアメリカ経験から自由民主主義と大衆社会との両立可能性を確信し、ドイツの権威的資本主義の民主化を志向したM. J. ボンである。後半部では、シュミットの全体国家論との関連も意識しつつ所謂オールド自由主義思想の発生が論じられ、そこに見られる国家像と民主的正統性の問題が批判的に検討される。

膨大な登場人物を巧みに配置して自由主義思想のネットワークを描き出す著者のアプローチでは、個々の思想家の多様な側面が必ずしも十分に検討されない嫌いがあり、また議会制民主主義への貢献度を基準に自由主義思想を評価する論法に対しては異論の余地もあろう。だがそれは一つの見取図を示すという本書の意義を損なうものではない。加えて、単一の理論構築の限界を指摘し、寧ろ状況に応じて自らの理念を実現しようとする自由主義の多元的性格を強調する著者の立場も刺激的であろう。その意味で本書は、専門分野の枠組を超えて広く読まれるべき作品である。

## 自由と卓越の麗しき調和？

—Matthew H. Kramer, *Liberalism with Excellence* (Oxford University Press, 2017) を読む

田 中 将 人 (早稲田大学)

自由と卓越はいかなる関係にあるべきか。ロールズ以降の現代リベラリズムは、この問いに対し概して慎重な立場をとってきた。タイトルが示すように、本著はリベラリズムがむしろある種の卓越性を要請すると説く挑戦の書である。著者のクラマーはソフトな法実証主義に与する法哲学者であるが、純粋な消極的自由論を方法論的に擁護した *The Quality of Freedom* をはじめ、政治哲学の分野でも多数の業績がある。本作は現時点での主著のひとつといえる。

全9章からなる本作の主題は、現代リベラリズムの代表的論者たち（ロールズ、ドゥオーキン、ラズ、ネーゲル、ガウス、クォン）への批判を通じて、彼自身の卓越主義的リベラリズムを弁証しようとするところにある。この長く曲がりくねった道の途上では、近年の規範理論上の争点も豊富に参照されており、その意味で00年代以降の研究動向のマッピングとしても有益である。大著ゆえに、以下ではいくらか焦点を絞って、紹介ならびに論評を試みたい。

卓越主義的リベラリズムといえば、ラズのそれが広く知られている。しかし、彼が *The Morality of Freedom* において『正義論』を真正面から批判したのに対して、クラマーは『政治的リベラリズム』にも目配りを効かせたうえで、ロールズを批判するのみならず受け継ごうとする。適切に補足されたロールズ主義は、彼によれば、目指すべき構想と矛盾するものではない。「つまり本書は、広範な論争における卓越主義と中立性の両側を再検討することによって、双方のもつ洞察を結合し変形させるべく努めるものである」(p. 1)。

基軸となる戦略は、edificatoryな卓越主義とaspirationalなそれとを区別した上で、前者を批判し後者を肯定することにある(ch. 5-6)。それ

ぞれ〈教化の卓越主義〉ならびに〈向上の卓越主義〉と訳すことにしたい。彼によれば、従来の大抵の卓越主義は〈教化の卓越主義〉である。これは、特定の善の構想の優位性を前提とし、それに基づいて直接的に市民の生の改善を試みるもの(ラズの卓越主義はこちらに分類される)。対して、〈向上の卓越主義〉は市民の生がその下において充実したものとなりうるような諸条件の整備に焦点を合わせる。詳しくは後述するが、その際に鍵となるのは、芸術・科学・スポーツ等における卓抜した業績の生起だとされる。

では、〈教化の卓越主義〉のどこが間違っているのか。クラマーは以下の二点を指摘する。①まずそれは、自由の重要性を十分に受け止め切れていない。②またそれは、統治者側の御節な(quidnunc)メンタリティを助長するという点でも問題含みである。順にみていきたい。

①彼によれば、自由は内容から独立した価値(content-independent value)をもつ。しかし、〈教化の卓越主義〉は、自由をたとえばそれがラズ的な自律の観念に資する限りで価値をもつと考える。この場合、自由は内容依存的であり、その内実こそが価値の源泉となる。クラマーはパターンリズムに一定の積極的な役割を認めているが(ch. 2)、自由の内容独立的な価値を認めない〈教化の卓越主義〉は行き過ぎだと考える。ゆえに、ラズが自律に資することのない選択肢に厳しく臨むに対して、クラマーはより慎重な態度を示している。ある人の生活様式が不快なものであったとしても、他者に危害を与えるものでないとしたら、政府はそれに直接干渉してはならない(p. 238)。この論点につき、彼は古典的リベラリズムに通ずる仕方で自由を擁護している。

②特定の善の構想の優位性を前提としてしまえば、政府がそれへと向けて強制や操作に訴えかけ

る傾向性は高まる。〈教化の卓越主義〉は、せわしなく正統でない仕方で市民の生に干渉しようとするという意味で、御節介なメンタリティをもつ。この考えは、政府が「正義の要求事項を超えて人びとの生を改善するのを目指すべき」と主張する (p. 341)。しかしこれは、どのような形態の政府であれ道徳的責務とすべき自制 (self-restraint) の倫理に背く (pp. 264-278)。ここで彼は、シェイクスピアをふんだんに参照しつつ、この制約の重要性を例証している。この倫理が踏み外されるとき、市民の生が毀損されるのはもとより、統治の質自体が劣化する。クラマーは価値中立的という意味でのリベラルな中立性には批判的だが——それは実際のところ何らかの価値に基づかざるをえないとされる (ch. 3-4) ——、政府の管轄という論点に限定するならば、依然として中立性の要件を保持している。

これらの立論からすれば、彼の主張は主流派のリベラリズムとさほど変わるものでないように思われるかもしれない (この論点には後に立ち返る)。消極的自由と政府の中立性を基本的に擁護する者が、同時にいかにして卓越主義者たりえるのだろうか。だが、〈教化の卓越主義〉の批判にとどまらず、〈向上の卓越主義〉の提唱を介して、彼は独自の卓越性を有したりベラリズムを擁護しようと試みている。続いては、この積極的な主張をみていきたい。

さて、自由と卓越はどのようにして結びつのだろうか。クラマーがここで導きの糸とするのが、ロールズの自尊 (self-respect) の観念である (ch. 7)。『正義論』第三部の道徳心理学において中心的な機能を果たすこの感情は、次の二つの側面を含むものだ。「①自らの善の構想による生活様式が価値をもつことへの確信。②自らの善の構想を、そのすべてではないにせよ多くの点で実現する能力を有することへの、揺るぎない自信」 (p. 322)。こうした性格のゆえに、自尊はおそらく最重要の基本財だとされる。さらにクラマーによれば、自尊はたんに主観的なものではなく、裏打ちされた (warranted) ものでなければならない。その限りで自尊は生を豊かにするものとなるから

である。

では、政府はいかにして裏打ちされた自尊という基本財を提供しうる・すべきなのか (ch. 8)。政府には、「すべての市民がその下で強い自尊感情を抱くことを裏打ちされうる諸条件」をもたらすことが、道徳的に要請される (p. 362)。ここで彼は、芸術・科学・スポーツ等における傑出した達成の生起に着目する。かかる達成はたしかに人びとを鼓舞し、ひいては自尊に好影響を与えるだろう。「実際、〈向上の卓越主義〉は、卓抜した達成 (excellent achievements) の促進が適切にも諸々の政府組織の主要な役割のひとつであることを肯定する」 (p. 342)。

かくして一種の芸術立国論が導かれる。卓越主義的な助成・認可・褒賞は、いまや政府の主要かつ正統な役割となる。これは、価値志向的な側面において、通例的な中立的リベラリズムとは異なった構想だといえよう。また他方でそれは、〈教化の卓越主義〉からも距離を保つものである。というのも、ここで卓越は正義を超えたものではなく、むしろ正義を構成する内的要素として位置づけられているからだ。裏打ちされた自尊 (の社会的基盤) という基本財の提供は、あくまでも正義の要請である。ゆえに、〈向上の卓越主義〉による環境の配備は、〈教化の卓越主義〉の干渉とは異なり、自制の倫理に背くものではない。いわばその政府は、目的 (正義の実現) においては中立的だが、手段 (価値ある環境の配備) においては中立的ではないのだ。そして最後に、〈向上の卓越主義〉がいかに実施されるべきかについての簡単なスケッチをもって、彼は議論を結んでいる (ch. 9)。

以上が、評者が理解したかぎりでの本書の要点である。クラマーは、彼自身が設定した問いへの解答を与えることに基本的には成功していると思われる。すなわち、本作は、中立性と卓越主義という対立的に捉えられてきた立場を新たな仕方で統合することによって、ひとつのヴィジョンを示すものとなっている。とくに、様々な芸術 (学術やスポーツも含む) の成果が達成されうるような環境の促進を、政府の中立性の要請に背かない仕

方で正義の要請として打ち出したことは、一定の評価に値するといえよう。学術を取り巻く環境の悪化が指摘されて久しいが、そうした中、本書の指摘は現実にとっても示唆するところが大きいと思われる（余談だが、この論点については余暇という基本財の重要性があらためて注目されるべきだろう）。

政府による芸術政策の是非という規範的論点については、従来も論文レベルでは重要な研究があったが、本書のような本格的なモノグラフが登場したことは悦ばしい。現実でもすでに様々な芸術政策が実施されており、しかもその中には妥当性や理由が明確でないものが少なからず存在することを鑑みるならば、それを規範理論の観点から捉え直していくことは必須だとすらいえる。本作は理論的性格が強いものだが、実践への応用可能性も多分に含んでいる。この論点については、今後のさらなる規範的考察が期待される。

このように、自由と卓越の調和というヴィジョンはたしかに魅力的ではある。しかし同時に、本書はいくらかの論争的な側面をも有している。以下では、三点の問いを提起しておきたい。

第一に、卓越的価値と芸術支援の関わり合いにまつわる問題がある。芸術作品の中には既存の社会通念や良識を攪乱することを目的とするものがあるが、〈向上の卓越主義〉はこのタイプの芸術につきむしろ逆効果を及ぼす恐れがある。留保はつけているにせよ、クラマーも基本的には芸術作品の内在的価値を想定している。この場合、促進に値するよい芸術／そうでない芸術という線引きが不可避免的に生じざるをえない。かつてアメリカで巻き起こった、R・メイプルソープの写真作品展への助成金の是非をめぐる論争は、そうした問題の所在を物語っている。芸術の内在的価値（とされるもの）への過度の傾斜は、ともすれば誤った仕方での政治的中立性を導きかねない。この論点については、表現の自由の観点を含めた、一層慎重な考察が必要だろう。社会通念と親和的な芸術はたしかに存在するとしても、ある種の芸術はむしろ隔たりを保つことによってこそ価値をもつと考えられるからである。

第二に、中立的リベラリズムとの距離に関わる問題が考えられる。まず指摘しておく、中立的リベラリズムは決して芸術助成に無関心ではない。ロールズの理論はこの論点につき幾分曖昧ではあるが、その意義や必要性はもちろん認めている。また、クラマーは卓抜した達成が生じうる環境の促進については多くを語っているが、では、具体的にいかなる作品や営為が助成に値するかについてはあまり明確ではない。それは、伝統芸術なのかポップカルチャーなのか。あるいは、どのような学術やスポーツが、どの程度に、いかなる手段によって、奨励されるべきなのか。これはまさしく分配的正義の問いである。そしてこの問いに向き合うならば、翻って、彼は多様な善の構想の公正な取扱いについて考察せざるをえないだろう。その場合、彼が一面で距離をとろうとした中立的リベラリズムとの違いは、さほど大きなものとはならないようにも思われる。

第三に、多元的な価値に対するスタンスの問題を指摘できる。理に適った多元主義の事実から出発する政治的リベラリズムは、すべての人々にとって受容可能な価値による理由づけを重視する。ここから導かれるのが公共的理性の観念である。さて、クラマーによれば、〈向上の卓越主義〉はロールズ的な公共的理性の制約を一面で越えるが、その目的は依然として正義の要請に適うものであるゆえに正当化される（pp. 401-402）。しかし、これは論争的な立場だろう。〈向上の卓越主義〉は、可能なひとつのオプションという意味で正統な（legitimate）ものではあるかもしれないが、最も理に適ったもの、あるいは正しい（just）ものとはまでは論証されていないと思われる。

自由と卓越が正義において調和すると説く本書のヴィジョンは美しい。だが、麗しさは公正さを意味しない。正義の構想をめぐる論争は依然として未決である。もっとも彼は、同じく挑戦的なタイトルをもつ *A Stoical Theory of Justice* を続編として上梓することを予告している（p. 340）。自由と卓越をめぐるさらなる論究の成果を刮目して待ちたい。

2019年12月20日発行 発行人 川出良枝 編集人 辻 康夫  
政治思想学会事務局 〒658-8501 兵庫県神戸市東灘区岡本8-9-1  
甲南大学法学部 小畑俊太郎研究室内  
E-mail : admin-jcspt@konan-u.ac.jp

会員業務(退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送)  
(株)アドスリー 〒164-0003 東京都中野区東中野 4-27-37  
Tel : 03-5925-2840 Fax : 03-5925-2913  
学会ホームページ : <http://www.jcspt.jp/>